

彦根市地域防災計画【本編】

新旧対照表

令和 8 年

頁	項 目	現 行 計 画					修 正 内 容					変更理由等
本編全体							新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正					
本編全体							本編・資料編およびマニュアル編の更新に伴うページズレによる参照先ページ番号の微修正実施					
本編全体							組織改編に伴う部課の追加および削除					
本編全体		西日本電信電話(株) 要保護児童対策地域協議会					NTT 西日本(株) 子ども・若者総合支援地域協議会					組織名変更
目次 5	2 部 1 章 第 4 節 第 5 防災行政無線等の対策	1 市防災行政無線通信施設 〔担当部・課・班・機関等〕 危機管理課、関係各部、県防災危機管理局、彦根警察署					1 市防災行政無線 (削) 〔担当部・課・班・機関等〕 危機管理課、関係各部 (削)					防災行政デジタル無線廃止による
本編 1-3-1	1 位置・面積 (2)	高度 最高 684.6m 高低差 601.3m 最低 83.3m					高度 最高 684.0m 高低差 602.0m 最低 82.0m					統計書の更新
1-3-6	1 人口	人口	世帯数	人口密度 (人/k m ²)	1 世帯 当たり 人口	根拠	人口	世帯数	人口密度 (人/k m ²)	1 世帯 当たり 人口	根拠	時点修正
		113,647	48,212	577.3	2.36	令和 2 年 国勢調査	113,647	48,212	577.3	2.36	令和 2 年 国勢調査	
		110,508	51,571	561.3	2.14	令和 7 年 3 月 末現在人口	110,103	52,011	559.3	2.12	令和 8 年 3 月 末現在人口	
1-3-15	ア 対象地震	①鈴鹿西縁断層帯地震 (断層北部から破壊の場合〔滋賀県実施 case1〕) (略) ②柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯					①鈴鹿西縁断層帯地震 (断層南部から破壊の場合〔滋賀県実施 case1〕) (略) ②柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震					誤りの修正
1-3-18	ウ 地震被害	冬早朝の特徴：多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒					冬早朝の特徴：多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋					誤植

頁	項 目	現 行 計 画				修 正 内 容				変更理由等
	想定一覧【冬早朝（5時）】	壊による死者が発生する危険性が高い。また、オフィスや繁華街の滞留者屋鉄道・道路利用者が少ない。				倒壊による死者が発生する危険性が高い。また、オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路利用者が少ない。				
1-3-31	(8)	長期地震動対策の推進				長周期地震動対策の推進				
2-1-15	【現状】	地震被害想定では、鈴鹿西縁断層帯を想定震源とするマグニチュード 7.6 の地震を想定した場合は、 ほぼ市全域で、震度 7 となることが想定されている。				地震被害想定では、鈴鹿西縁断層帯を想定震源とするマグニチュード 7.6 の地震を想定した場合は、 市内広い範囲で震度 6 強以上 となることが想定されている。				震度 7 は一部の ため
2-1-22	【現状】	特に旧城下町に当たる市街地の城西地区で 25 パーセント、城東地区で 23 パーセント（ただし、重要伝統的建造物を除く）と老朽木造率は高い。				特に旧城下町に当たる市街地の城西地区で 24 パーセント、城東地区で 22 パーセント（ただし、重要伝統的建造物を除く）と老朽木造率は高い。				数値の更新
2-1-27	〔広域避難地としての面積要件に該当する都市公園（10ha 以上）〕	公園名	都市計画 決定面積	供用開始面積	摘要	公園名	都市計画 決定面積	供用開始面積	摘要	公園整備による
		金亀公園	59.7ha	50.17ha(市営 37.90ha、県営 12.27ha)	広域避難地 滋賀県が公園整備事業（ 9.53ha ） を実施中である	金亀公園	59.7ha	50.17ha(市営 37.90ha、県営 19.62ha)	広域避難地 滋賀県が公園整備事業（ 2.8ha ） を実施中である	
2-1-30	【現状】	市防災行政無線通信施設 災害時における情報収集・伝達手段として、現在、次の市防災行政デジタル無線を整備している。 また、毎年保守点検を実施するとともに、毎月 1 回定期無線交信の訓練を実施している。 市防災行政デジタル無線設置状況は資料編（P3-2-1 参照）に示すとおりである。				市防災行政無線（削） 災害時における情報収集・伝達手段として、現在、（削）市防災行政 IP 無線を整備している。 また、機器の動作や通信状態の確認および機器取扱いの習熟などを目的として、毎月 1 回定期無線交信の訓練を実施している。 市防災行政 IP 無線番号表は資料編（P3-2-1 参照）に示すとおりである。				防災行政デジタル無線廃止による
	【方針】	1 市防災行政無線通信施設 【担当課】危機管理課、関係各部、県防災危機管理局、彦根				1 市防災行政無線通信施設 【担当課】危機管理課、関係各部 （削）				防災行政デジタル無線廃止による

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由等
		警察署 市は、各種の災害が発生した場合に予想される通信施設の災害に対処し、通信の途絶防止対策および災害復旧対策の強化、確立に努める。 (1) 災害を未然に防止するため、無線局の施設および各機器の機能について、降雨・雪期前などに定期保守点検を行うほか、巡回保安点検により現状の把握および補強、補修を行う。 (2) 避難施設の非常時通信網強化のため、市指定の避難施設には防災行政無線の送受信機器を整備する。	(削) 避難施設の非常時通信網強化のため、市指定の避難施設には防災行政 IP 無線 (削) を整備する。	
2-1-31	3 消防無線通信施設 参照	* 彦根市防災行政無線局呼出名称一覧【資料編 P3-2-1 参照】 * 市防災行政デジタル無線設置状況【資料編 P3-2-1 参照】	* 彦根市防災行政 IP 無線番号表 (削)【資料編 P3-2-1 参照】 (削)	防災行政デジタル無線廃止による
2-2-9	3 情報収集・伝達訓練	市および関係機関は、災害発生時の応急体制の確立を迅速に行うため、災害情報の収集、情報伝達等についての訓練を実施する。	市および関係機関は、災害発生時 等 の応急体制の確立を迅速に行うため、災害情報の収集、情報伝達等についての訓練を実施する。	南海トラフ地震防災対策推進基本計画改訂による
2-3-11	5 避難行動要支援者の避難支援制度の推進	(迫)	さらに作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。	防災基本計画の改訂による
2-3-15	5 避難行動要支援者の避難支援制度の推進	(迫)	さらに作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。	防災基本計画の改訂による
2-3-22	(エ) 住民への周知	市は、 平常時 から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を住民に周知する。	市は、 平時 から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を住民に周知する。	防災基本計画の表記に合わせる

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由等
2-3-24	9 福祉避難所の指定	市は災害発生時には、避難所での避難生活が困難な要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者など避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人）に対しては、 指定避難所である市内 17 小学校の特別教室や空き教室を「福祉避難室」として指定する。	市は災害発生時には、避難所での避難生活が困難な要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者など避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人）に対しては、 指定避難所の特別教室や空き教室（空き部屋）を「福祉避難室」として指定する。	ブロードア リーナにも福 祉避難室を設 置する
2-3-26	【方針】	（追）	さらに作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。	防災基本計画 の改訂による
2-3-40	【現状】	本市でも男鬼町・ 荒神山山麓 に野外活動施設（キャンプ場など）があり、森林のレクリエーション利用者の増加のため、たばこ・たき火等の火気の不始末により林野火災の危険性が増大している。	本市でも男鬼町 （削） に野外活動施設（キャンプ場など）があり、森林のレクリエーション利用者の増加のため、たばこ・たき火等の火気の不始末により林野火災の危険性が増大している。	荒神山自然の 家閉鎖に伴う
2-3-41	2 監視体制の強化	（追）	さらに林野火災注意報および林野火災警報が発令された場合も同様の措置を講じる。	
2-3-41	5 防火意識の啓発	(3) 林野火災の多発する 3～4 月にかけての予防広報等の実施	(3) 林野火災の多発する 1～5 月にかけての予防広報等の実施	火災予防条例 の改正
2-3-51	1 備蓄品の整備目標	（追）	また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。	防災基本計画 の改訂による
3-2-1	1 通信手段の確保	(1) 通信機能の点検 (略) なお、各種機器に支障が生じている場合は、必要に応じて、専門業者の協力を求め、速やかに復旧する。 （追）	(1) 通信機能の点検 (略) なお、各種機器に支障が生じている場合は、必要に応じて、専門業者の協力を求め、速やかに復旧する。 また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合も同様の処置を講ずるものとする。	南海トラフ地 震防災対策推 進基本計画改 訂による
3-2-7	参照	* 彦根市防災行政無線 局呼出名称一覧 【資料編 P3-2-1 参照】 * 彦根市防災行政 デジタル無線局運用管理規程 【資料編 P7-1-36 参照】	* 彦根市防災行政 IP 無線番号表 【資料編 P3-2-1 参照】 （削）	

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由等
3-2-8	1 交通規制	(2) 交通規制の実施 (略) この場合において、禁止または制限の区間、その理由等を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合には適当な迂回路標識を明示する等して一般の交通に支障がないように措置を講じる。(追)	(2) 交通規制の実施 (略) この場合において、禁止または制限の区間、その理由等を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合には適当な迂回路標識を明示する等して一般の交通に支障がないように措置を講じる。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても同様の措置を講じるものとする。	南海トラフ地震防災対策推進基本計画改訂による
3-2-14	【基本方針】	(略) さらに、(追) 指定行政機関、または指定地方行政機関の職員および他の地方公共団体の職員の派遣が必要ときは、県に斡旋を要求する。	(略) さらに、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関、または指定地方行政機関の職員および他の地方公共団体に対する応急処置の実施の要請をするよう求めるものとする。この要求ができない場合には、その旨および災害の状況を指定行政機関または指定地方行政機関に通知するものとする。	防災基本計画の改訂による
3-2-18	5 支援の実施	(追)	市は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。	防災基本計画の改訂による
3-3-2	(3) 避難指示等の伝達	イ 災害時緊急通報システム（ (追) 要配慮者利用施設への情報伝達に利用）	イ 災害時緊急通報システム（ 自治会・ 要配慮者利用施設への情報伝達に利用）	自治会にも使用する
3-3-3	3 指定緊急避難場所等の開設・運営	(2) 避難場所の開設 (略) また、大規模な災害時(追)において多数の帰宅困難者が発生した時は、県と連携し、一時滞在施設として帰宅困難者についても必要に応じて受け入れを行う。	(2) 避難場所の開設 (略) また、大規模な災害時や、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において多数の帰宅困難者が発生した時は、県と連携し、一時滞在施設として帰宅困難者についても必要に応じて受け入れを行う。	南海トラフ地震防災対策推進基本計画改訂による
3-3-7	7 帰宅困難者対策	(1) 発災直後の対応 ア 一斉帰宅抑制の呼びかけ	(1) 発災直後の対応 ア 一斉帰宅抑制の呼びかけ	南海トラフ地震防災対策推

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由等
		一斉帰宅行動を抑制するため、市民、企業等に対してむやみに移動しないことの呼びかけを行う。	一斉帰宅行動による災害応急対策の妨げとなる事態を防止するとともに帰宅困難者自身自身の安全を確保するため、市民、企業等に対してむやみに移動しないことの呼びかけを行う。	進基本計画改訂による
3-3-9	(2) 消防出動の原則	ア 救助出動 (略) 一方、消防隊、消防団員、あるいは付近住民では救助できない事象は、特別救助隊を中心に分署の救急隊と一体となってこれにあたるとともに、広域救助隊の有効活用体制をとる。	ア 救助出動 (略) 一方、消防隊、消防団員、あるいは付近住民では救助できない事象は、特別救助隊を中心に各署の救急隊と一体となってこれにあたるとともに、広域救助隊の有効活用体制をとる。	
3-3-12	(2) 放射性物質	「N 災害活動対策マニュアル」による。	「N 災害活動(削)マニュアル」による。	
3-3-26	4 河川管理施設等の応急対策	(追)	また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合においても同様の措置を講じるものとする。	南海トラフ地震防災対策推進基本計画改訂による
3-4-7	1 避難所の開設 (2)	ア 避難所開設日時、場所または施設名 (追)	ア 避難所開設日時、場所や施設名、指定避難所については全国避難所・避難場所共通 ID	防災基本計画の改訂による
3-4-12	(4) 食糧供給活動の実施	オ 炊き出し 避難が行われたときは炊き出しを実施し、学校給食調理業務委託事業者、彦根市地域婦人団体連絡協議会、彦根市赤十字奉仕団、自主防災組織、自治会および災害ボランティア等に支援協力を依頼し、主として学校給食室で行う。	オ 炊き出し 避難が行われたときは炊き出しを実施し、学校給食調理業務委託事業者、(削)彦根市赤十字奉仕団、自主防災組織、自治会および災害ボランティア等に支援協力を依頼し、主として学校給食室で行う。	解散の為
3-4-14	2 福祉避難所等の開設	(1) 福祉避難所等の開設 避難所での避難生活が困難な要配慮者(高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者など避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人)に対しては、指定避難所である市内17 小学校の特別教室や空き教室に設置指定する「福祉避難	(1) 福祉避難所等の開設 避難所での避難生活が困難な要配慮者(高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者など避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人)に対しては、指定避難所の特別教室や空き教室(空き部屋)に設置指定する「福祉避難室」	プロシードアリーナにも福祉避難室を設置する

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由等
		室」または障害者福祉センター等の公共施設等の利用に加え、民間の社会福祉施設などに設置指定する「福祉避難所」を開設し、受入れる。	または障害者福祉センター等の公共施設等の利用に加え、民間の社会福祉施設などに設置指定する「福祉避難所」を開設し、受入れる。	
3-5-1	1 災害ボランティアセンターの設置	その際、市本部は、センターの業務に必要な専用電話回線等を確保するとともに、報道機関と連携を図ってボランティア関連情報の広報活動を行う。また、赤十字奉仕団、彦根市地域婦人団体連絡協議会等の関係団体に応急対策活動への協力を依頼する。	その際、市本部は、センターの業務に必要な専用電話回線等を確保するとともに、報道機関と連携を図ってボランティア関連情報の広報活動を行う。また、赤十字奉仕団（削）等の関係団体に応急対策活動への協力を依頼する。	解散の為
3-5-3	参照	* 災害ボランティアの受入れ【マニュアル編 P3-5-1 参照】 * （追）赤十字奉仕団、彦根市地域婦人団体連絡協議会【資料編 P2-3-2 参照】	* 災害ボランティアの受入れ【マニュアル編 P3-5-1 参照】 * 日本赤十字奉仕団（削）【資料編 P2-3-2 参照】	解散の為
3-5-7	(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理	ア 対象 (略) (ア) (イ) イ 実施方法 (略) (ア) (イ) (ウ)	ア 対象 (略) (ア) (イ) イ 実施方法 (略) (ア) (イ) (ウ)	半角に統一
4-3-1	1 復旧事業に係る査定計画の策定	(略) また、国、県等に要請し、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急調査が実施されるように努める。 (1) 公共土木施設災害復旧費国庫負担法 (5) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律 (6) 廃棄物の処理および清掃に関する法律 (略) (9) 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律	(略) また、国、県等に要請し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急調査が実施されるように努める。 (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	正しい名称に修正